

1 計画の目的

平常時もしくは災害時または災害発生のおそれがある場合において、行政機関、避難支援等関係者（各種団体・地域等）における支援体制やそれぞれの役割を明確にすることで、「自助」、「共助」、「公助」の連携により災害からの被害の最小化を目指す「減災」の考え方を基本として、災害発生時に一人でも多くの人命を守る支援体制を整備することを目的とします。

～ 減災を目指すための避難支援活動の原則（「自助」「共助」「公助」の連携）～

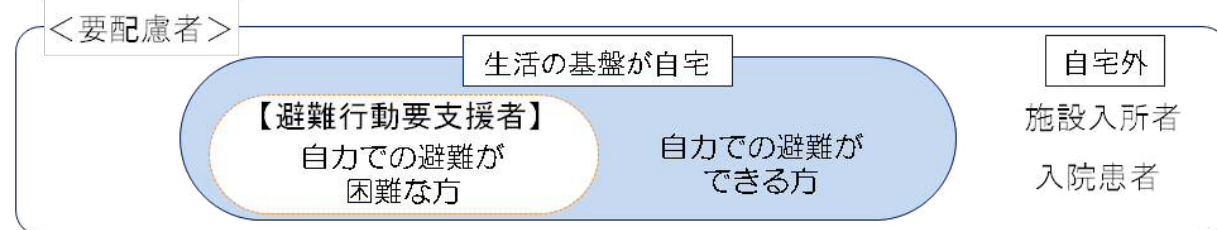


2 避難行動要支援者について

「要配慮者」のうち、高齢で介護や行動に補助を必要とする方や障がいなどにより自らの力で迅速かつ的確な一連の避難行動が困難で第三者の支援が必要な方を避難行動要支援者といいます。

適切な避難情報による迅速な避難行動は災害の危険から命を守るためには不可欠ですが、避難行動要支援者は正しく情報を入手し、理解し、行動する過程において、一部またはすべてに対応が難しい場合が考えられますので、災害時などで支援が必要とされます。

※要配慮者（高齢者、障がい者のほか、妊産婦、外国人など災害時に限定せず、一般に配慮を要する者）



避難行動要支援者名簿の活用

（市）「全体名簿」の作成・内部共有

- ＜全体名簿掲載要件＞
 生活の基盤を自宅としている以下の方
 ・高齢者（75歳以上のみの世帯の者）
 ・要介護認定3以上
 ・身体障害者手帳1・2級
 ・療育手帳A
 ・全体計画策定時点において災害時要支援者名簿に登録されている方
 ・自ら避難することが困難で、避難の支援を希望する方

個人情報 外部提供への同意

毎年新たに対象となった方が民生委員の訪問を承諾した場合には訪問のうえ同意確認を行います。

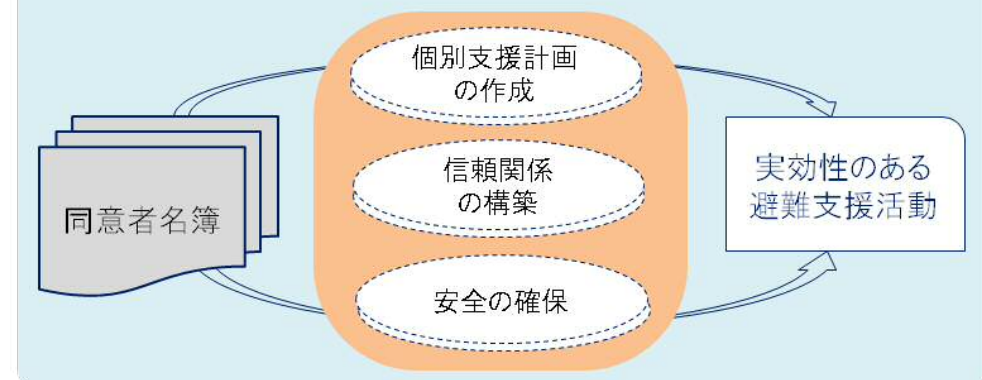
（市）「同意者名簿」の作成・外部提供

＜同意者名簿提供先＞

- ・自治会・町内会
- ・自主防災組織
- ・民生委員
- ・警察署

※消防局は、市の内部組織のため、平常時から全体名簿を共有しています。

＜地域における避難支援体制の整備＞



3 避難行動要支援者名簿(全体名簿・同意者名簿)について

市は、災害対策基本法に基づき、要介護度や障がいの程度といった名簿掲載要件（下図参照）に係る情報を収集・利用したうえで「全体名簿」を作成し、市内部組織で共有します。また、全体名簿の対象者から外部提供についての同意を得たうえで、同意者名簿を作成します。

| | |
|-------|--|
| 全体名簿 | 災害対策基本法に基づき、災害が発生、又はおそれがある場合には、同意の有無に関わらず、避難支援等関係者へ提供し安否確認等に活用します。 |
| 同意者名簿 | 平常時から地域など避難支援等関係者へ提供し災害時の支援の検討などに活用していただきます。 |

避難支援等関係者… 地域の共助として活動する自治会・町内会、自主防災組織のほか、事前の戸別訪問などに携わる民生委員に加え、警察署などの避難行動要支援者の避難支援等に関わる関係者をいいます。

4 避難支援体制の整備

災害時の避難支援の中心的役割として期待されるのは、災害発生時に避難行動要支援者のもとへ早急に駆けつけることができる地域住民が「共助」として行う避難支援活動です。

＜地域の共助で行われる避難支援活動＞

- ・「避難情報が発表されたことを知らせる」
- ・「安否と被災状況を確認する」
- ・「避難場所や避難所まで付き添う・搬送する」

～実効的な避難支援活動のために～

- 避難支援活動を適切かつ円滑に行うためには、あらかじめ避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画を作っておくことが求められます。
- 避難行動要支援者と地域の支援者とで日頃から相互にコミュニケーションを図り信頼関係を築いておくことが何よりも重要です。
- 避難支援活動は、危険を冒すような無理な支援は行わず、可能な範囲で行うことが大前提となります。したがって、避難行動要支援者も常に自助として可能な限り自らの命を守る努力が必要です。